

荒川区

一般廃棄物 処理基本計画

概要版(案)



荒川区

1.計画策定の趣旨

「荒川区一般廃棄物処理基本計画」を平成29(2017)年3月に中間の見直しを行い、「環境区民による質の高い循環型社会の構築」を基本理念とし、「排出抑制の促進」、「リサイクルの推進」、「参画と協働体制の推進」、「適正排出の推進」の4つの基本方針を定め、重点的な取り組みとして、食品ロス削減事業(荒川もったいない大作戦)の展開、平成28(2016)年10月にオープンした「あらかわりサイクルセンター」でのびん、缶、ペットボトルの資源化の開始、社会科見学の受入れやリサイクル工房・教室の開催等、循環型社会の構築に向けた取り組みを推進してきました。

また、令和2(2020)年から世界的に大流行している新型コロナウイルス感染症の拡大の状況下でも処理体制維持のため、様々な感染対策を講じ、清掃事業を継続させてきました。

このような状況の下、前計画で設定した数値目標等の達成状況、社会・経済情勢とともに年々変化するごみの現状を踏まえた排出量・処理量の将来予測等、より質の高い循環型社会の構築に向けて一般廃棄物処理基本計画を新たに策定するものです。

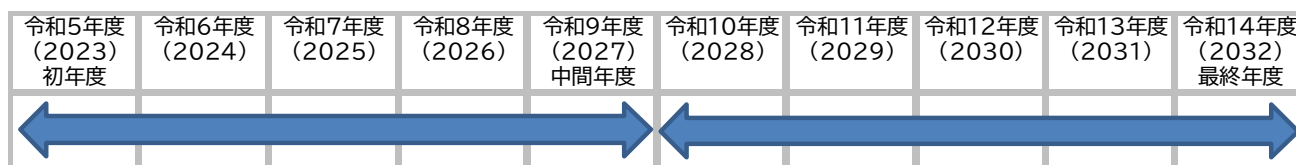
2.計画の位置づけ

「荒川区一般廃棄物処理基本計画」は、区の長期計画の一つで、荒川区の将来像を示した「荒川区基本構想」(平成19(2007)年3月)、「荒川区基本計画」(平成29(2017)年3月)「荒川区環境基本計画」(平成30(2018)年3月)を上位計画とし、また、法令や国、東京都及び東京二十三区清掃一部事務組合の諸計画との関連性を図りながら、長期的視点に立った区における一般廃棄物処理の基本的事項を定めた計画です。

なお、本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、今後の清掃・リサイクル事業の方向性を定めるものであり、食品ロスの削減の推進に関する法律第13条第1項の規定に基づく「食品ロス削減推進計画」を包含し策定するものです。

3.計画の期間

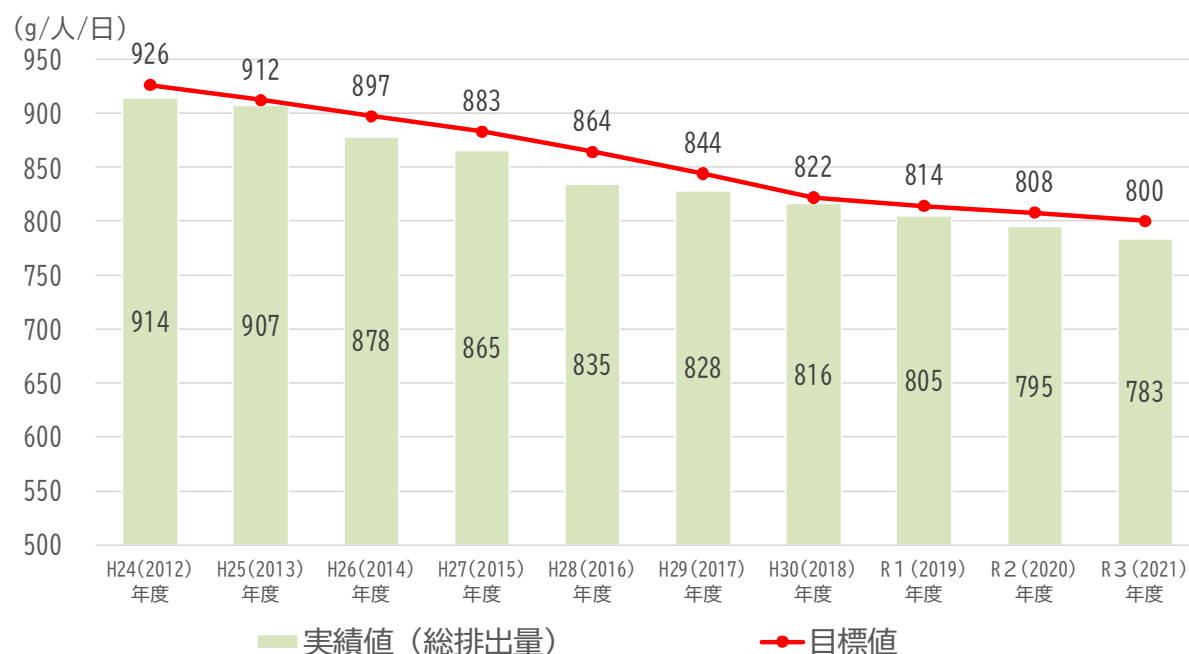
本計画は、令和5(2023)年度から、令和14(2032)年度までの10年間を計画期間とし、令和9(2027)年度の間年度に、法改正や社会情勢の変化等、必要に応じて計画の見直しを行います。



4.ごみ量・資源回収量の推移

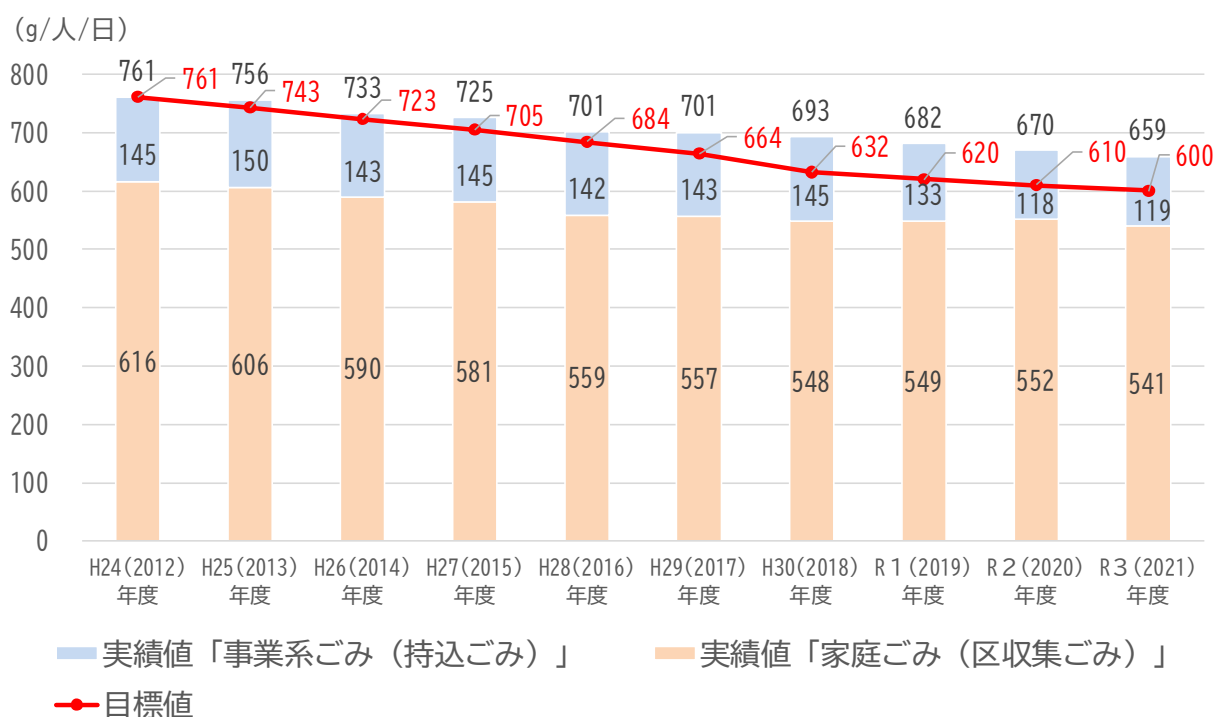
区民 1 人 1 日当たりの総排出量の推移

区民 1 人 1 日当たりの総排出量(総ごみ量+資源回収量)は毎年度前計画の目標値を達成しており、平成 24(2012)年度から令和 3(2021)年度の間、131 g (14.3%)減少しています。



区民 1 人 1 日当たりの総ごみ量の推移

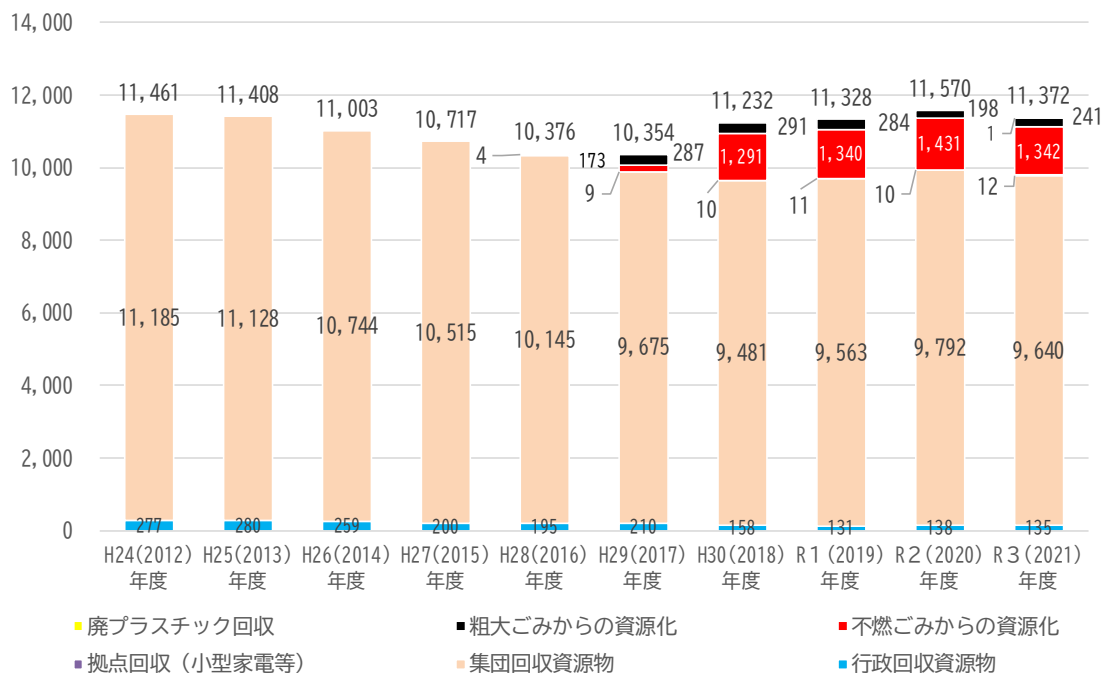
区民 1 人 1 日当たりの総ごみ量についても減少傾向で推移しており、令和 3(2021)年度には 659g と平成 24(2012)年度と比較して 102 g (13.4%)減少しています。



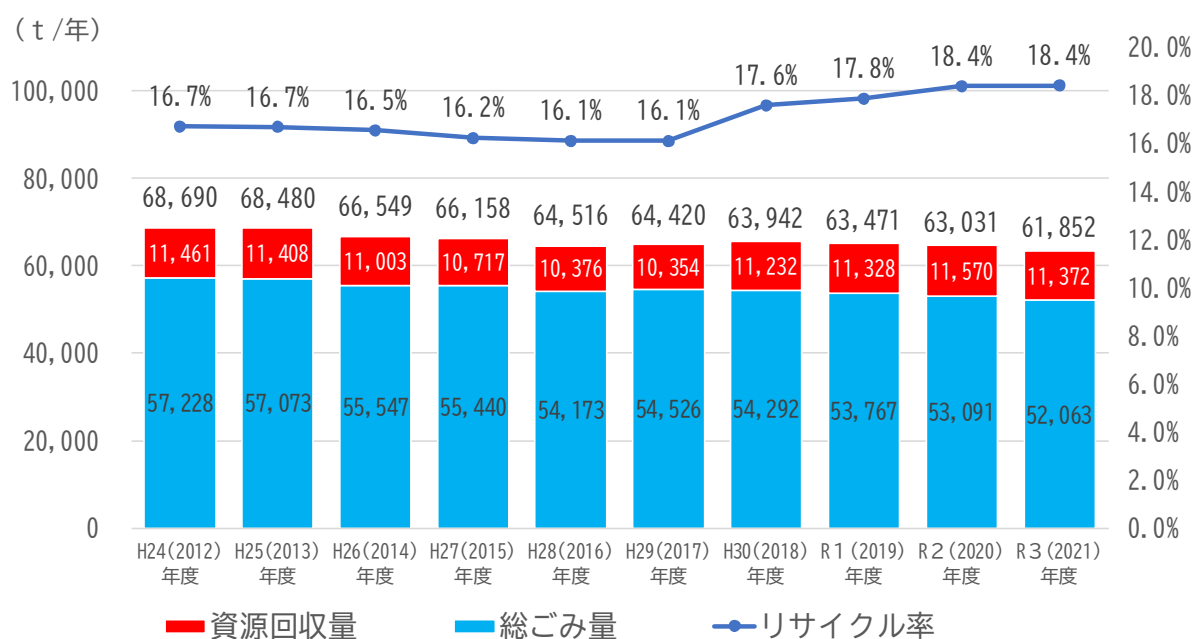
資源回収量及びリサイクル率の推移

区では、平成 25(2013)年度から使用済み小型家電の拠点回収、平成 27(2015)年度からは不燃ごみに含まれるスプレー缶を資源として回収するピックアップ回収を開始し、新たに平成 29(2017)年度からは不燃ごみ・粗大ごみの資源化を実施し、令和 3(2021)年度からは廃プラスチックのモデル回収事業を実施しています。資源回収量は、企業努力による製品の軽量化が進んだこと等の影響もあり、平成 29(2017)年度までは減少傾向で推移してきましたが、不燃ごみ・粗大ごみの資源化等の開始により平成 30(2018)年度以降は増加に転じ、資源回収率も平成 30(2018)年度以降 17%を超えています。

(t/年)



(t/年)



5.前計画の達成状況

前計画の目標値と実績の比較結果を以下の表に示しています。

総排出量に関しては、ごみ量の減少が毎年継続し、目標を達成しています。

総ごみ量に関しては、家庭ごみ(区収集ごみ)、事業系ごみ(持込ごみ)ともに減少していますが、目標達成には至っていません。近年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により片付けごみ等で家庭ごみ(区収集ごみ)が微増し、事業の縮小等で事業系ごみ(持込ごみ)が減少しています。

資源回収量・リサイクル率に関しては、平成 30(2018)年度から開始した不燃ごみの全量資源化により、資源の回収量が増加してきていますが、量・率ともに目標は達成していません。

評価項目	単位	目標	実績		
		令和 4 (2021)年度	平成 22 (2010)年度 (基準)	平成 27 (2015)年度 (H22 年度比)	令和 3 (2021)年度 (H22 年度比)
総排出量	g/人・日	800g (▲65g)	960g	865g (▲95g)	783g (▲177g)
総ごみ量	g/人・日	600g (▲125g)	800g	725g (▲75g)	659g (▲141g)
資源回収量	g/人・日	200g (+60g)	160g	140g (▲20g)	144g (▲16g)
リサイクル率	%	25% (+8.8 ポイント)	16.4%	16.2% (▲0.2 ポイント)	18.4% (+2.0 ポイント)

6.計画見直しにあたっての基本的な課題

環境区民が様々な取り組みを実施してきましたが、数値目標に関しても総排出量以外は未達成であり、現状では以下の課題があげられます。

・家庭ごみ

家庭ごみ(区収集ごみ)に関しては、年々減少傾向で推移してきましたが、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛やテレワークの影響等により増加しました。

近年の区民のごみ減量意識の高まりから見ても感染症の影響が落ち着けば再び減少傾向に推移すると考えられます。

また、地域の中で清掃活動等に尽力してくれている区民の取り組み等に引き続きスポットライトをあてる等、区民全体の意識を向上させる事業を充実していく必要があります。

・食品ロス

ごみ排出原単位等実態調査によると、家庭の可燃ごみの中に、まだ食べられるのに捨てられているいわゆる食品ロスが4.5%含まれています。食品ロスについては、持続可能な開発目標（SDGs）や令和（2019）年に策定された食品リサイクル法に基づく基本方針等において、食品ロスを令和12（2030）年度までに平成12（2000）年度の半減とする目標が設定されています。また、令和元（2019）年10月には、食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、食品ロスが真摯に取り組むべき課題であることが明示されました。区では、食品ロス削減を推進する施策を実施してきましたが、今後も、引き続き効果的な施策を講じていくことに加え、飲食店へのマイ容器の持参や、ドギーバッグの検討等といった新たな事業展開の検討を進める必要があります。

・事業系ごみ

事業系ごみ（持込ごみ）に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大による自粛等の影響で減少傾向でしたが、企業活動が活発化すれば増加することと考えられます。事業系ごみの中には資源である紙類がまだ多く含まれており、区内事業所は10人未満の小規模事業所が8割以上を占めていることや、ごみ処理券を貼付していない事例もあることから、区内小規模事業所への排出抑制や分別、適正なごみ処理券の貼付等に向けた効果的な施策を検討していくことが求められます。

また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法）に係る効果的な普及・啓発を行う必要があります。

・家庭ごみのリサイクル

区の資源回収量は、集団回収・行政回収とも平成29（2017）年度までは減少傾向で推移していましたが、平成30（2018）年度に不燃ごみ・粗大ごみの資源化実施により大幅に増加に転じ、その後、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しました。家庭ごみのリサイクルは、家庭の可燃ごみ・不燃ごみの組成調査結果（ごみ排出原単位等実態調査）をみても、紙類、繊維類、小型家電等資源化できるものがまだ多く含まれており、分別を更に促すとともに、あらかじめリサイクルセンターを活用し、区民等の意識を更に向上させる必要があります。

また、集団回収においては、組織の高齢化等による活動の担い手不足等の課題があり、関係部署との連携によって、若い世代や転入者が参加しやすい仕組みをつくる施策を進める必要があります。

小売店に対しても、容器包装類の店頭回収を通じた事業者責任について啓発を行うことが求められています。

・プラスチックごみ対策

国では、資源・廃棄物制約、海洋プラスチック問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が令和元（2019）年5月に策定されました。戦略では「リデュース」「リユース・リサイクル」「再生利用・バイオマスプラスチック」それぞれに対するマイルストーン（目標）を定め、「リデュース」に関しては、レジ袋有料化義務化やバイオマスプラスチック等の再生可能資源への適切な代替の促進等に取り組

み、令和 12（2030）年までにワンウェイプラスチックを累積 25%排出抑制することが盛り込まれています。

東京都は、これまで埋立処分量削減のためリサイクルに適さない廃プラスチックのサーマルリサイクルを推進してきました。しかし地球環境が危機的状況にある今、CO2 排出実質ゼロによる脱炭素を目指していかなければならないという認識のもと、サーマルリサイクルに頼るのではなく、廃プラスチックのリデュース・リユースを最優先とし、マテリアル（材料）リサイクル、水平リサイクルへ転換する必要性を「プラスチック削減プログラム」（令和元（2019）年 12 月）の中で示しています。

区でも家庭の可燃ごみの中に製品プラスチックが含まれていることから、令和 4 年 3 月から実施している廃プラスチックのモデル回収事業の結果を検証するとともに廃プラスチックの資源化拡大への取り組みを進める必要があります。

・高齢化への対応

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、区では年々高齢者人口は増加しており、高齢者割合は 20%を超え、高齢者の単身世帯も年々増加傾向で推移しています。高齢者の割合は今後も増加することが見込まれており、令和 27（2045）年には 26%（「日本の地域別将来推計人口」（平成 30（2018）年推計））となることが予測されています。そのようなことから、高齢者等、ごみ・資源を集積所に出すことが困難な区民に対しての戸別訪問収集等の施策を充実する必要があります。

・外国の方や転入者等への対応

言葉の壁や文化の違いにより区の分別方法を把握することが難しい外国の方や、荒川区の分別方法を知らない区外からの転入者が再び増加に転じることが予測され、そのような方々への周知・啓発に一層丁寧に取り組む必要があります。加えて、ごみ排出原単位等実態調査からみて排出量が多い集合住宅及び単身世帯も近年大幅に増加しており、実態に即した施策を検討していく必要があります。

・緊急時の対応

今後発生が予測されている首都直下型地震等の災害や、新型コロナウイルス感染症拡大といった様々な緊急事態時であっても、引き続きごみを迅速かつ適正に処理する体制を確保する必要があります。

・清掃・リサイクル事業の適正な運営

清掃・リサイクル事業に要する経費は、平成 29（2017）年度以降、資源回収品目を増やす等の取り組みもあり、増加傾向にあります。今後も費用対効果を考慮し、AI 等の IT 技術を活用した収集業務の作業効率化を検討していく必要があります。

また、リチウムイオン電池等、取扱いに注意を要する廃棄物の適正な排出方法の啓発も進めていく必要があります。

7.計画の基本理念及び基本方針

計画の基本理念

本計画の基本理念は、前計画の基本理念である「環境区民による質の高い循環型社会の構築」を目指す区の基本的な考えは引き継ぎ、SDGsの趣旨を踏まえ、現在環境区民が実践してきたことを進めつつ、さらに新しい取り組みや、思っていたことを行動に移したり、これまでやってきたことを人に伝えてみたりといった、環境区民一人ひとりが一歩踏み出し持続可能な循環型社会の構築を目指します。

基本理念

環境区民による質の高い循環型社会の構築へ
～SDGsの達成へみんなで一歩踏み出そう～

計画の基本方針

I. リデュース・リユースの推進

前計画の考え方を引き継ぎ、ごみ減量のために、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の取り組みによって排出抑制に努めていきます。また、環境区民がごみ減量に積極的に取り組めるよう、環境学習の充実を図るとともに、食品ロスの削減を推進していきます。

II. 質の高いリサイクル

リデュース・リユースの推進を行った上で排出された資源については、コストや環境負荷に配慮しつつリサイクルを推進します。具体的には、プラスチックの資源循環を推進していくとともに、粗大ごみや不燃ごみ、廃プラスチックの資源化、あらかわりサイクルセンターの活用等、様々なリサイクル施策を実施します。

III. 適正なごみ処理

3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進した上でも排出されたごみについては、清掃事業の主体である区の責任において、公衆衛生の向上と生活環境の保全を図るため、区民等のニーズを的確に把握し、区の地域特性を踏まえ、今後も引き続き適正に処理していきます。また、高齢化の進展や単身世帯・外国の方の増加といった社会の動向に対応したごみ収集を実施し、あわせて、ごみ収集の実施においては、環境負荷の軽減並びにIT技術の活用による効率化の推進に努めます。

計画目標

本計画では、ごみ減量・資源化に対する取り組みをさらに推進していくことで、下記の目標値を設定します。

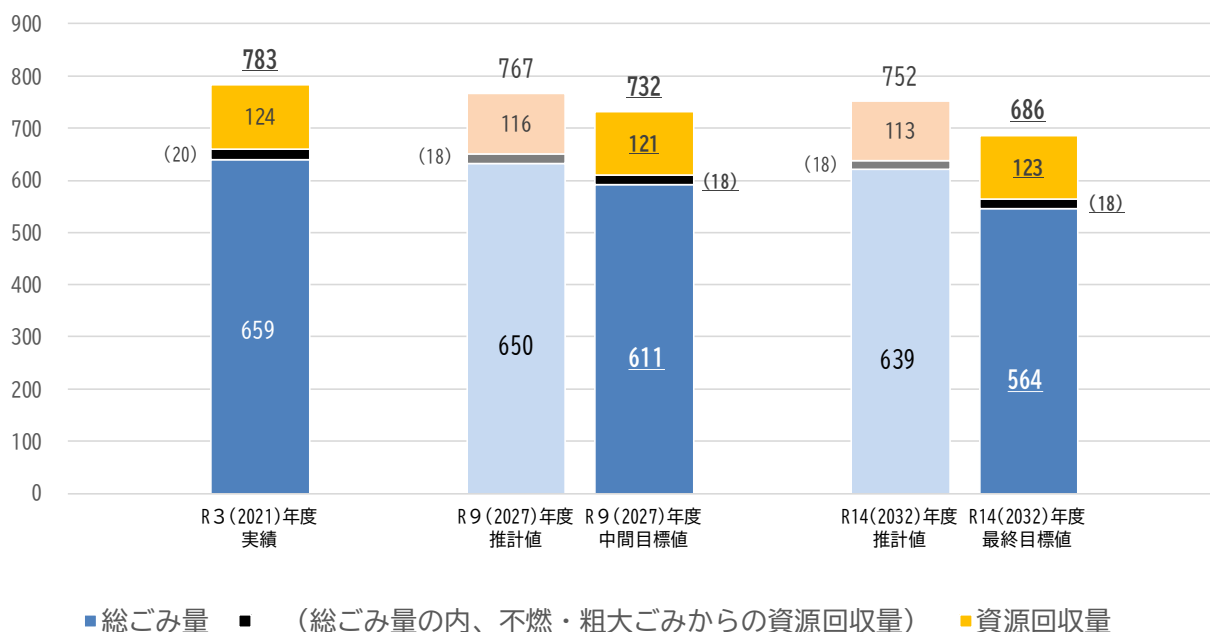
区民 1 人 1 日当たりの総排出量を令和 14(2032)年度までに、令和 3(2021)年度比(783 g)で 12.4%削減し 686 g とすることを目標とします。

評価項目	単位	令和3 (2021)年度 (基準)	令和9 (2027)年度 (中間目標)	令和 14(2032)年 度(最終目標)
総排出量	g/人・日	783g	732g (▲51g)	686g (▲97g)
総ごみ量 (不燃・粗大ごみの資源化量を含む)	g/人・日	659g	611g (▲48g)	564g (▲95g)
資源回収量 (不燃・粗大ごみの資源化量を含む)	g/人・日	144g	139g (▲5g)	140g (▲4g)
リサイクル率	%	18.4%	19.1% (+0.7 ポイント)	20.4% (+2.0 ポイント)

※リサイクル率(%) = (資源回収量) ÷ (総排出量) × 100

※小数点以下を四捨五入しているため、表記の合計が合わないことがあります。

(g/人/日)



※推計値とは、現状施策で推移した場合のごみ量推計値のことです。

図 推計値と目標値の比較

8.食品ロス削減推進計画

計画の基本事項

(1)計画策定の趣旨

食品ロスの削減に向けた取り組みは前計画においても、啓発活動やもったいないレシピのアイデア募集等を重点的な取り組みとして位置づけ、取り組みを進めてきましたが、区の食品ロス削減の取り組みをより一層充実させ、総合的かつ計画的に推進するため「荒川区食品ロス削減推進計画」を策定します。

(2)計画の位置付け

食品ロス削減推進計画は、食品ロスの削減の推進に関する法律第13条第1項の規定に基づき策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）として位置づけます。

(3)荒川区の食品ロスの現状

令和3（2021）年度に実施したごみ排出原単位等実態調査結果では、厨芥類（生ごみ）が家庭の可燃ごみの中の48.8%と約半数を占めており、厨芥類（生ごみ）の中でも未利用品や食べ残し等といった食品ロスが9.2%（厨芥類の中で）含まれています。このことから、年間約1,783t、1日当たり約4.9tの食品ロスが家庭から発生していると試算されます。

また、事業系可燃ごみにおいては、厨芥類（生ごみ）が事業系可燃ごみの中の39.7%と約4割を占めており、厨芥類（生ごみ）の中でも未利用品や食べ残し等といった食品ロスが18.2%（厨芥類の中で）含まれています。このことから、年間約643t、1日当たり約1.8tの食品ロスが事業所から発生していると試算されます。

(4)食品ロス削減の考え方

区で一般廃棄物の処理に要した令和2（2020）年度の費用は32億6千万円となっており、社会的コストや家計負担を軽減する観点からも貴重な食料資源の無駄をなくしていくことが重要です。

そのため、区民、事業者、行政の各主体は、生産から消費に至るまでのあらゆる段階から様々な形で食品ロスが発生していることを意識した上で、廃棄物削減における3R（リデュース、リユース、リサイクル）を基本に、まず、食品ロスを発生させない、発生しているものを減らしていく発生抑制（リデュース）を最優先に取り組むことが重要となります。

また、様々な理由で不要となった食品についても安易に廃棄せず、出来るだけ食品として有効活用（リユース）し、それでもやむを得ず発生する食品ロスについては飼料化や肥料化等の再生利用（リサイクル）に努めていくことが必要です。

(5) 荒川区の取組状況

区では、ごみ減量、食品ロス削減のために「荒川もったいない大作戦」として、以下の取り組みを実施しています。

(1) あら！もったいない協力店

区内の飲食店・小売店等の事業者を対象に食品ロス削減に取り組んでいる店舗を「あら！もったいない協力店」として登録し、事業者と協働で食品ロス削減に取り組んでいます。



(2) フードドライブの実施

フードドライブとは、家庭で使われずに眠っている食品を持ち寄り、食料の確保が困難な団体や個人に寄付する活動のことです。区では、集まった食品を荒川区社会福祉協議会を通じ、区内の「子どもの居場所・子ども食堂」を始めとする福祉関係団体等に提供しています。

(3) 食品ロス削減月間の取り組み

令和元（2019）年に施行された食品ロスの削減の推進に関する法律において、10月が食品ロス削減月間と位置付けられたことから、区でも10月を強化期間として重点的な取り組みを展開し、食品ロス削減の機運を高め、意識の更なる高揚を図っています。



(4) 食品ロス削減リーフレットの作成

食品ロスの原因や、身近なところからできる食品ロス対策、食材を使い切るアイデアレシピ等を載せたリーフレットを作成し、区内各施設のほか新型コロナワクチン接種会場等、広く区民に配布することで、食品ロス削減について意識の高揚を図っています。



(5) 食品ロス削減啓発用絵本

「あらペンのおねがい」

子どもたちが食べ物の大切さや食品ロス削減に興味をもち、日々の生活の中で「もったいない」の心を育むことができるようにとの思いを込めて、絵本「あらペンのおねがい」を作成しました。出来上がった絵本は、区内保育園・幼稚園に通う5歳児に全員に配布するほか（令和4（2022）年度・令和5（2023）年度）、区内図書館や子育て関係施設、区立小学校等に加え全国基礎自治体にも配布し、多くの方々に食品ロス削減について考える機会創出を図っています。



(6) ナッジを活用した 食品ロス削減啓発グッズの作成	令和3（2021）年度特別区長会調査研究機構において、食品ロス削減に向けたナッジをはじめとする行動変容策について研究を行いました。家庭でできる食品ロス削減の手法として、冷蔵庫に着目したナッジ案を考案したため、これを事業化し、実際に使用してもらい、効果検証を行うため、食品ロス削減啓発グッズ「冷蔵庫マグネットシート」を作成しました。 
(7) もったいないレシピの募集 及び公開	普段は捨ててしまう食材を無駄なく活用したレシピや余ったおかずのリメイクレシピ等を区民から「もったいないレシピ」として募集しています。応募していただいたレシピは、区のホームページ等で紹介し啓発を図っています。
(8) 全国おいしい食べきり運動 ネットワーク協議会への加盟	全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会とは、「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する普通地方公共団体により、広く全国で食べきり運動等を推進することで、3Rを進めていくとともに、食品ロスを削減することを目的として設立された自治体間のネットワークです。区も同協議会へ参加し、自治体間で食品ロス削減の施策内容とノウハウを共有する施策バンクを活用しています。

計画の基本方針

一般廃棄物処理基本計画の基本理念は、「環境区民による質の高い循環型社会の構築」としており、本計画でも同様に区民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、協働して取り組み、食品ロスの削減を通じて循環型社会の実現を目指します。

そして基本理念の実現に向けて、以下の2つを食品ロス削減推進の基本方針として掲げます。

I. リデュースを最優先とした食品ロス削減に向けた取り組み

II. リユースとリサイクルを推進する取り組み

計画目標

毎年2%減で10年後の令和14(2032)年度で20%減を目標とします。

具体的には、令和3（2021）年度の家庭の可燃ごみに含まれている食品ロスの量を、区民1人1日当たり22.6gと推計しています。この量を上記目標に合わせると、令和3年度を基準に毎年約2%削減することで、中間年度の令和9年度には約10%を削減した20.3g/人日、最終年度の令和14年度には約20%を削減した18.1g/人日となります。

また、事業系食品ロスの量についても、国及び東京都と協力し、家庭の食品ロスと同程度の削減を目指します。

評価項目	単位	令和 3(2021)年 度 (基準)	令和 9(2027)年 度 (中間目標)	令和 14(2032)年度 (最終目標)
食品ロスの発生量の目標値	g/人・日	22.6g	20.3g (▲2.3g)	18.1g (▲4.5g)

具体的な施策

区では、食品ロス削減に向け、以下の取り組み、施策を推進するとともに、新たな取り組みを検討・実施していきます。

基本方針Ⅰ リデュースを最優先とした食品ロス削減に向けた取り組み	(1)教育及び学習の振興、普及活動 (法 14 条関係)	区民が、食品ロスの削減について、理解と関心を深めるとともに、自発的に取り組むことを促進するよう、啓発及び知識の普及を推進します。 ●家庭における食品ロスの削減に向けて ●子どもを含めた幅広い世代に向けた普及啓発
	(2)食品の関連事業者等の取り組みに対する支援 (法第 15 条関係)	食品の生産から消費に至る一連の過程における食品ロスの削減の効率的な推進を図るため、食品関連事業者（特に飲食店や小売店）と相互に連携し、取り組みを支援していきます。 ●食品ロス削減に取り組んでいる店舗である「あら！もったいない協力店」制度の周知・啓発を図ることで登録を促すとともに、各店の優良な取り組みの紹介や区の事業紹介等を掲載した通信や冊子の発行、各店舗への意識調査等により区と事業者との連携を強化し、事業者の食品ロス削減の取り組みのレベルアップを図っていきます。 ●小盛サイズメニューの提供や量り売りの導入を促進するほか、ドギーバックの活用を検討、賞味期限や消費期限が近づいた商品の売り切り支援（手前取り）等、事業食品ロスの削減に取り組んでもらえるよう周知するとともに、協働でのイベントの実施や啓発用資材の提供等、事業者の取り組み支援策の検討を進めていきます。 ●宴会等における 3010 運動の呼びかけや、季節商品の予約販売等を推奨する等、食品ロスが出ないような取り組みの実施について、区民や区内の飲食店・小売店に普及啓発を行っていきます。
	(3)先進的な取り組みの情報収集及び提供（法第 18 条関係）	●国や東京都及び「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」等からの全国の先進的な取り組みや優良事例を収集し、区ホームページ等で情報提供を行っていきます。 ●需要予測の高度化やフードシェアリング等の新たなビジネスを含めた ICT、AI 等の新技術の活用による食品ロス削減の取り組みを促進していきます。
基本方針Ⅱ リユースとリサイクルを推進する取り組み	(1)未利用食品等を提供するための活動の支援等 (法第 19 条関係)	フードドライブ活動等は、食品ロスの削減に大きく寄与することからも、その活動を広く紹介し、理解を深めるための啓発を実施することで活動を推進し、取り組みを支援していきます。 ●家庭で使われずに眠っている食品を持ち寄り、食料の確保が困難な団体や個人等に寄付する活動であるフードドライブを行うことによる未利用食品の有効活用を促進していきます。このフードドライブの活動を広く紹介することで、区民の理解を深め、品質に問題がないにも関わらず食品が廃棄されることを防ぎます。 ●賞味期限の迫った行政の防災備蓄食品のほか、区内企業が抱える防災備蓄食品についても、社会福祉協議会や子ども応援ネットワークと連携をすすめ、区内の「子どもの居場所・子ども食堂」やフードパントリー等への提供による有効活用を促進していきます。 ●学校給食等に伴う食品廃棄物の堆肥化によるリサイクル活動を継続していきます。

9.目標達成に向けた施策

施策体系

環境区民による質の高い循環型社会の構築へ

SDGsの達成へみんなで一歩踏み出そう

基本方針Ⅰ．リデュース・リユースの推進

前計画の考え方を引き継ぎ、ごみ減量のために、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の取り組みによって排出抑制に努めていきます。また、区民がごみ減量に積極的に取り組めるよう、環境学習の充実を図るとともに食品ロスの削減を推進していきます。

- (1)【重点施策】環境学習の強化
- (2)【重点施策】食品ロスの削減
- (3)家庭ごみ・事業系ごみの削減
- (4)再使用（リユース）の推進

【関連する SDGsの目標】



基本方針Ⅱ．質の高いリサイクル

リデュース・リユースの推進を行った上で排出されたごみについては、コストや環境負荷に配慮しつつリサイクルを推進していきます。具体的にはプラスチックの資源循環を推進していくとともに、粗大ごみ・不燃ごみの資源化、あらかじめリサイクルセンターの活用等、様々なリサイクル施策を実施していきます。

- (1)【重点施策】プラスチック資源循環の推進
- (2)資源回収方法の充実
- (3)資源化の更なる徹底
- (4)事業系ごみのリサイクルの推進

【関連する SDGsの目標】



基本方針Ⅲ．適正なごみ処理

3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進した上で排出されたごみについては、区民等のニーズを的確に把握し、地域特性を踏まえ効率的かつ効果的な分別収集体制の整備を図ります。また、高齢化の進展や単身世帯・外国の方の増加といった社会の動向に対応したごみ収集を実施し、あわせて、ごみ収集の実施においては、環境負荷の軽減並びにIT化の推進に努めていきます。

- (1)【重点施策】区民・事業者・行政の相互理解と協力体制の構築
- (2)清掃・リサイクル情報の「見える化」の促進
- (3)清掃事業の適正な運営

【関連する SDGsの目標】



具体的施策

基本方針Ⅰ リデュース・リユースの推進	(1)【重点施策】環境学習の強化	区民がごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）に積極的に取り組めるよう、環境学習を充実させ、環境に対する意識の向上を図っていきます。特に未来を担う子どもに対しては学校や地域と連携し、その推進を図っていきます。 ●あらかわりサイクルセンターにおける環境学習の実施 ●区民が楽しめるイベントの開催 ●子ども向けパンフレットの作成
	(2)【重点施策】食品ロスの削減	食品ロスの削減に関しては、「8. 食品ロス削減推進計画」に準拠します。
	(3)家庭ごみ・事業系ごみの削減	●家庭ごみの削減 ●家庭ごみ有料化の検討 ●事業系ごみの資源化可能物の資源化の促進
	(4)再使用（リユース）の推進	●再使用（リユース）の推進
基本方針Ⅱ 質の高いリサイクル	(1)【重点施策】プラスチック資源循環の推進	海洋プラスチックごみ問題は世界的かつ喫緊の課題であり、またプラスチックごみ焼却に伴う温室効果ガスの問題等もあり、今後はプラスチックごみの削減に向けた取り組みを拡大していきます。現在区で実施している廃プラスチックのモデル回収事業の検証を踏まえた廃プラスチックの資源化拡大への取り組み、また、なるべくプラスチックごみを出さないライフスタイルへの転換を図っていきます。 ●廃プラスチックの資源化に向けたモデル回収事業の検証と拡大 ●事業者と連携したプラスチックごみ減少の推進 ●プラスチックごみ削減に向けた啓発の強化
	(2)資源回収方法の充実	●不燃・粗大ごみからの資源回収の推進 ●資源回収方法の拡充及び検討 ●集団回収等の自主的なリサイクル活動の推進 ●廃プラスチックの資源化に向けたモデル回収事業の検証と拡大【再掲】
	(3)資源化の更なる徹底	●他の品目の研究及び回収の実施 ●区民への効果的な周知の実施
	(4)事業系ごみのリサイクルの推進	●エコノミックリサイクルの推進 ●事業系ごみの資源化可能物の資源化の促進【再掲】
基本方針Ⅲ 適正なごみ処理	(1)【重点施策】区民・事業者・行政の相互理解と協力体制の構築	計画目標を達成するためには、区民・事業者・区的环境区民がそれぞれの役割を担う協働体制を推進し、情報交流を図りながら連携していく必要があります。 区は区民や事業者に効果的に啓発できる情報提供の充実を図り、双方向の情報交換を進めていきます。 ●区民への効果的な周知の実施【再掲】 ●地域に根差した参画と協働の推進 ●事業者への効果的な啓発活動の実施 ●荒川区役所エコアクティブプランの推進
	(2)清掃・リサイクル情報の「見える化」の促進	●優良事業者等の紹介 ●清掃・リサイクル情報の「見える化」
	(3)清掃事業の適正な運営	●清掃事業の適正な運営 ●効率的かつ効果的な分別収集体制等の整備 ●IT技術活用の推進 ●リチウムイオン電池等処理不適廃棄物の適正な排出の啓発 ●災害廃棄物処理対策の充実 ●感染症発生時の対応

10.計画の推進に向けて

推進体制

基本理念の実現に向けて、3つの基本方針に基づき、各施策を区民・事業者・区による環境区民が協働により推進し、より質の高い循環型社会の構築に向けて目標の達成を目指していきます。

(1)環境区民(「区民・事業者・区」の総称)の役割

○区民の役割

- ・ごみや資源の排出のルール・マナーの遵守
- ・ごみの排出抑制や再使用（リデュース・リユース）の意識
- ・荒川区の地域特性であるボランティア精神を活かした「集団回収」の実施

○事業者の役割

- ・排出事業者責任に基づく適正処理
- ・ごみの排出抑制やリサイクルの更なる推進

○区の役割

- ・地域との連携
- ・ごみ減量やリサイクル推進に関する啓発活動
- ・あらかわりサイクルセンターの活用
- ・荒川区リサイクル事業協同組合との協働
- ・他の計画（荒川区地球温暖化対策実行計画等）を意識した事業展開
- ・国や東京都に対しての制度改善等に関する働きかけ

(2)荒川区清掃審議会

本計画の進捗状況を管理し、施策の推進に当たります。

計画の進捗管理

PDCAサイクル（計画・実施・評価・改善見直し）を適切かつ効果的に運用し、継続的・段階的に効果を検証しつつ改善を図りながら計画を発展的に実施していきます。

1. 進捗管理体制

荒川区清掃審議会にて本計画の推進状況を管理していきます。

2. 進捗状況の評価及び公表

本計画の目標を達成するには、進捗管理が重要です。進捗状況を管理するために、設定した「計画目標」と「モニター指標」を用います。モニター指標とは、具体的な数値目標は設定しないが、定期的にその推移を把握する指標となります。これら进行评估し、課題をまとめ、評価結果を公表していきます。

表 数値目標(再掲)

評価項目	単位	令和 3(2021)年 度(基準)	令和 9(2027)年 度(中間目標)	令和 14(2032)年 度(最終目標)
総排出量	g/人・日	783g	732g (▲51g)	686g (▲97g)
総ごみ量 (不燃・粗大ごみの資源化量を含む)	g/人・日	659g	611g (▲48g)	564g (▲95g)
資源回収量 (不燃・粗大ごみの資源化量を含む)	g/人・日	144g	139g (▲5g)	140g (▲4g)
リサイクル率	%	18.4%	19.1% (+0.7ポイント)	20.4% (+2.0ポイント)

※リサイクル率(%) = (資源回収量) ÷ (総排出量) × 100

※小数点以下を四捨五入しているため、表記の合計が合わないことがあります。

表 モニター指標(案)

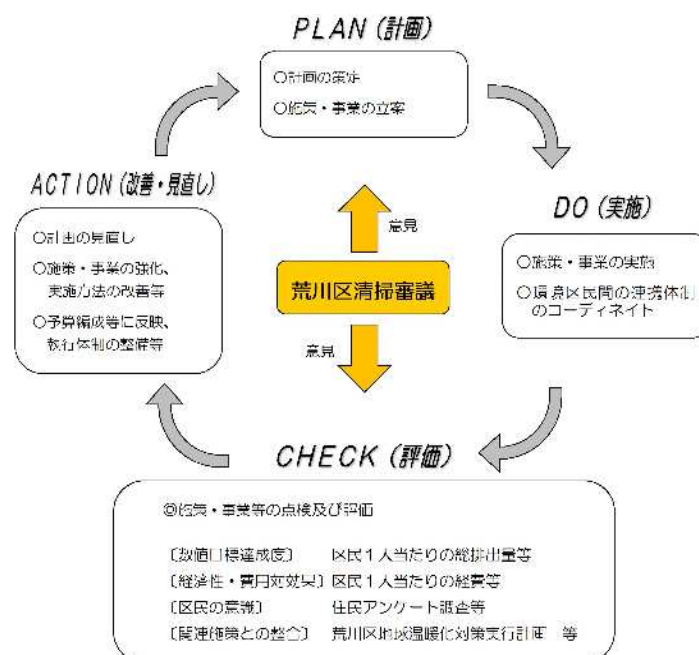
	指標	令和3(2021)年度
ごみに関する指標	家庭ごみ(区収集ごみ)量	42,703 t/年
	事業系ごみ(持込ごみ)量	9,360 t/年
	家庭の可燃ごみに含まれる食品ロスの割合(2年毎)	4.5%
環境負荷に関する指標	廃プラスチック回収量	1.3 t/年
	廃プラスチック回収による温室効果ガス削減効果	1.911 t-CO ₂
コストに関する指標	区民1人当たりのごみに関わる年間経費	13,014 円/年(R2)
	区民1人当たりのリサイクル事業に関わる年間経費	1,982 円/年(R2)
区民の意識に関する指標 (5年毎)	雑がみの処理方法	可燃ごみ: 47.2% 集団回収: 49.1%
	食品ロスについて 食品をごみとして排出している割合	29.2%

※1 プラスチック回収は令和4年3月からモデル地区にて試行開始

※2 プラスチック類の焼却による温室効果ガス排出量の算出は、プラスチック回収量 × 1.47t-CO₂

3. 次期計画への反映

評価した内容や課題については、改善・見直しを図った上で次期計画へ反映します。



1 1.生活排水処理基本計画

基本方針

区では、下水道整備が完了していることから、し尿を含む生活排水については公共下水道によって処理を行い、事業活動に伴って排出される仮設便所等のし尿や、し尿混じりのビルピット汚泥等については、引き続き事業者の責任により処理を行っていきます。

基本計画

区では、くみ取りし尿の家庭からの排出は見込まれませんが、発生した場合には、収集・運搬体制を有している自治体に委託し、収集・運搬を行います。

浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥、事業系し尿、し尿混じりのビルピット汚泥については、一般廃棄物収集運搬の許可業者が収集・運搬します。処分は、東京二十三区清掃一部事務組合又は一般廃棄物処分の許可業者が行います。

区分	説明	収集・運搬の主体	処分の主体
浄化槽汚泥 (ディスポーザー汚泥を含む)	浄化槽から発生する汚泥 (東京都下水道局に届出したディスポーザー排水処理システムから発生する汚泥を含む)	一般廃棄物収集運搬業の許可業者	東京二十三区清掃一部事務組合
事業系し尿	建設現場の仮設便所等から発生するし尿	一般廃棄物収集運搬業の許可業者	一般廃棄物処分量の許可業者
し尿混じりのビルピット汚泥	オフィスビルやホテル等の建築物に設置される地下排水槽(ピット)を清掃したときに排出される汚泥をビルピットといい、これにし尿が混ざったもの	一般廃棄物収集運搬業の許可業者	一般廃棄物処分量の許可業者 東京二十三区清掃一部事務組合

